

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月13日 11時50分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町蟹田港 蟹田港東防波堤灯台から真方位300° 110m付近 (概位 北緯41° 02.9′ 東経140° 38.8′)
事故の概要	旅客船かもしかは、着岸作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年5月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 かもしか、611トン
船舶番号、船舶所有者等	133368、むつ湾フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、一級（機関）
負傷者	なし
損傷	右舷プロペラ翼4枚に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 5、視界 良好 海象：海上 平穏（港内）、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、旅客43人を乗せ、車両1台を積載し、青森県むつ市脇野沢港を出港して蟹田港に向かった。</p> <p>船長は、船橋で単独の操船を行い、両舷主機を極微速力前進として蟹田港に入航し、左舷主機を中立運転とし、左舵一杯を取って左回頭中、ふだんよりも回頭半径が大きいことに気付き、計器類を確認したところ、右舷主機が停止していることを認めた。</p> <p>船長は、船内マイクを使用して船尾配置についていた機関長に右舷主機の再起動を要請した。</p> <p>機関長は、直ちに機関室に行き、右舷主機を再起動した。</p> <p>本船は、右舷主機が停止している間、東風により右舷方に流されて浅所に接近し、右舷主機の再起動後、船長が、右舵一杯を取り、右舷主機を後進、左舷主機を前進にそれぞれかけ、バウスラストで船首を左に回して同浅所から離そうとしたものの、右舷船尾が同浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、両舷主機を中立運転とした後、バウスラストの操作により自力で離礁できたので、一旦港外に出て両舷主機が正常に運転できることを確認し、その後、再度入港体勢を整えて着岸した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.60m、船尾約2.65mであった。</p> <p>本船は、本事故後、機関製造業者による主機及び遠隔操縦装置の点</p>

	<p>検が行われたが、異常が認められなかった。</p> <p>本船は、右舷主機が突然停止した後、直ちに再起動することができ、その後も異常なく運転されており、また、本事故以前に運転中の主機が突然停止するようなことはなかった。</p> <p>船長は、右舷主機に各種警報等の発生を認めなかった。</p> <p>船長は、主機を再起動させる際、本船が圧流されて浅所に接近していることに気付いたが、機関の操縦場所を機側に切り換えるので、何も措置をとることができなかった。</p> <p>船長は、右舷主機が停止したとき、左舷錨を使用できる状態にあったものの、船首配置についていた乗組員2人が右舷側にいてすぐに投錨することが困難な状況であり、また、乗り揚げるまで僅かな時間しかなかったため、投錨したとしても乗揚を防ぐことは難しかったと、本事故後に思った。</p> <p>本船は、船橋から主機の起動及び停止を行うことができなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、蟹田港において着岸作業中、左舷主機を中立運転とし、右舷主機を極微速力前進にかけ、左舵一杯に取って左回頭中に右舷主機が停止したことから、右舷主機を再起動している間に風力5の東風を受けて圧流され、右舷船尾が浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>右舷主機が停止した状況については、本事故後の点検で異常が認められず、また、その後も異常なく運転されていることから、その状況を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、蟹田港において着岸作業中、左舷主機を中立運転とし、右舷主機を極微速力前進にかけ、左舵一杯に取って左回頭中に右舷主機が停止したため、右舷主機を再起動している間に風力5の東風を受けて圧流され、右舷船尾が浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>本船は、本事故後、主機の停止を早期に発見できるよう、機関停止を知らせる赤色点滅灯を甲板上に2か所、機関室内に2か所それぞれ設置し、入出航時には機関長が機関室で機関の監視を行うこととした。</p>